

出典：裁判所ホームページ（<https://www.courts.go.jp>）の裁判例情報をもとに作成

事件番号	昭和 34(あ)513	原審裁判所名	名古屋高等裁判所金沢支部
事件名	弁護士法違反	原審事件番号	
裁判年月日	昭和 34 年 12 月 5 日	原審裁判年月日	昭和 34 年 2 月 19 日
法廷名	最高裁判所第二小法廷		
裁判種別	決定		
結果	棄却		
判例集等	刑集 第 13 卷 12 号 3174 頁		

判示事項	弁護士法第七二条にいわゆる「業とする」の意義。
裁判要旨	弁護士法第七二条にいわゆる「業とする」とは、反覆継続して行う意思のもとに同条列記の行為をなすことをいうものであつて、具体的になされた行為の多少は問うところではない。

全 文	
主 文	本件上告を棄却する。
理 由	<p>被告人本人の上告趣意は憲法違反を主張するが、原判決は、被告人の本件法律事務の周旋が「報酬を得る目的で」なされたものであることを、被告人の自白を唯一の証拠として認定したのではなく、挙示にかかるその余の証拠と総合して認定したものであることは、その判文上明白であるのみならず、記録に依れば、右挙示にかかるその余の証拠は被告人の自白を優に補強するに足るものと認められるから、所論中憲法三八条三項違反の主張はその前提を缺き採ることを得ず、その余の違憲の主張は結局すべて単なる法令違反及び事実誤認の主張に帰し、刑訴四〇五条の上告理由に当らない。（なお原審が弁護士法七二条にいわゆる「業とする」とは継続して行う意思のもとに同条列記の行為、本件においては周旋、をなすことをいうものであつて、具体的になされた行為の多少は問うところではないと解し、被告人は本件法律事務の周旋をすることを「業とした」ものであると判断したのは正当である。）また記録を調べても刑訴四一一條を適用すべきものとは認められない。</p> <p>よつて同四一四條、三八六條一項三号により裁判官全員一致の意見で主文のとおり決定する。</p> <p>（裁判長裁判官 小谷勝重 裁判官 藤田八郎 裁判官 池田克 裁判官 河村大助 裁判官 奥野健一）</p>